

平戸市役所駐車場運営管理業務委託に関する仕様書

1. 業務名

平戸市役所駐車場運営管理業務

以下、平戸市を「甲」とし、受託業者を「乙」とする。

2. 契約期間（予定）

駐車場の設計、整備、駐車機器の設置にかかる期間と運営及び維持管理期間（5年間）の合計期間を契約期間とする。（以後、協議の上更新できるものとする。）。

（契約予定期間：令和8年8月1日から令和13年7月31日まで）

3. 当該駐車場

名 称	所在地	現況台数	現 況
平戸市役所駐車場	長崎県平戸市岩の上町 1508 番 1	約 50 台	既存事業者による有料駐車場
平戸市役所第 2 駐車場	長崎県平戸市岩の上町 1505 番 5	約 80 台	既存事業者による有料駐車場

4. 利用料金体系

車両の種類	日	区分	使用料	
			平戸市役所駐車場	平戸市役所第 2 駐車場
普通自動車	開庁日	市役所の利用者	無料	無料
		市役所の利用者以外の者	(1) 午前 8 時から午後 6 時までは、最初の 60 分を 200 円とし、以後 30 分ごとに 100 円を加算する。 (2) 午後 6 時から翌朝 8 時までは、最初の 60 分を 100 円とし、以後 60 分ごとに 100 円を加算し、最大で 500 円とする。	(1) 午前 8 時から午後 6 時までは、最初の 60 分を 100 円とし、以後 60 分ごとに 100 円を加算する。 (2) 午後 6 時から翌朝 8 時までは、最初の 60 分を 100 円とし、以後 60 分ごとに 100 円を加算し、最大で 500 円とする。
	閉庁日	市役所の利用者	無料	無料

		市役所の利用者以外の者	午前8時から翌朝8時までは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。	午前8時から翌朝8時までは、最初の60分を100円とし、以後60分ごとに100円を加算し、最大で500円とする。
自動二輪車 原動機付自転車 自転車	全日	全て	無料	無料

備考

- (1) 「普通自動車」とは、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条に規定する普通自動車であって規則で定めるものをいう。
- (2) 「自動二輪車」とは、道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。
- (3) 「原動機付自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号で定めるものをいう。
- (4) 「自転車」とは、道路交通法第2条第1項第11号の2で定めるものをいう。
- (5) 「開庁日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。ただし、平戸市の休日を定める条例（平成17年平戸市条例第2号）第1条第1項第2号及び第3号に定める日を除く。
- (6) 「閉庁日」とは、前号に定める日以外の日をいう。
- (7) 普通自動車の駐車時間が午前8時又は午後6時（開庁日に限る。）の前後にまたがる場合において、当該時点をまたがる30分又は1時間については、利用者の区分に応じ、次に掲げる使用料を徴収する。
 - ① 駐車時間が午前8時の前後にまたがる1時間 閉庁日の使用料。ただし、駐車時間が午前8時に到達した時点で、閉庁日の24時間までごとの上限額に達している場合は、午前8時までは閉庁日の使用料を、午前8時以後は開庁日の使用料を徴収する。
 - ② 駐車時間が午後6時の前後にまたがる30分 開庁日の使用料

5. 業務内容

- (1) 駐車場機器（発券機、精算機、カーゲート等）の設置及び保守管理
- (2) 駐車場利用に伴う割引認証機（これに類するものを含む）、満空表示、看板類の設置及び保守管理
- (3) 駐車場機器の適正な維持管理及び遠隔操作
- (4) 消耗品の補充及び在庫管理
- (5) 駐車場照明器具（乙設置）の点検、維持管理
- (6) 必要に応じた現地出動及び事故等のトラブル対応
- (7) 甲への業務報告
- (8) その他駐車場管理に関し、必要と認める業務

6. 費用負担の考え方

別表の負担区分表による。

7. 甲への業務報告

(1) 日報・月報

乙は、日別の入庫・出庫台数、売上金額について集計し、1か月毎に月報として翌月15日までに提出すること。

(2) 事故報告

乙は、下記の事故等について早急に報告すること。なお、人身にかかる事故等重大な事案については、直ちに報告すること。

また、緊急連絡体制を整え、書面で提出すること。

①紙詰まり、機器動作不良等で利用者からの通報があり、対応したときの処理結果

②駐車場機器、照明灯等が壊され営業が阻害されたとき及びその処理結果

(3) 点検及び修理報告

乙は、駐車場機器の定期点検、修理に関する資料を作成し報告すること。

(4) 業務実施状況報告

乙は、本業務の実施状況を必要に応じて報告しなければならない。甲は、必要があると認める時は、いつでも本業務の実施状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができるものとする。

8. 駐車場売上回収、銀行への納付

(1) 精算機の売上回収、つり銭準備金の補充と管理

① 乙は、売上金回収業務は必要に応じて適宜行い、つり銭切れのないよう注意すること。

② 機器トラブル、駐車券紛失等により精算が不可能な場合は、速やかに甲に報告し対応について協議すること。

③ 乙は、駐車券、記録紙等をチェックして、必要に応じて補充・交換等を行うこと。
なお、これら消耗品は、甲の負担で行うこと。

④ 乙は、必要に応じて在車台数をチェックし、機器の台数設定に不整合がある場合は在車台数を修正すること。

⑤ つり銭準備金は、受託業者と別途協議するものとする。

(2) 売上金の銀行への納付

回収した売上金は、月末に締め、翌月末までに甲が指定する銀行口座に納付すること。クレジットカード精算についての市への納付は、別途協議するものとする。

9. 契約金額（業務委託料）の支払方法

契約金額（業務委託料）の支払いについては、運営及び維持管理期間（5年間）に対し、毎月支払うものとする。方法については、甲乙協議の上、取り決める。

10. その他特記事項

(1) 駐車券、サービス券、定期券には、「平戸市役所駐車場」と表示すること。この場合、駐車券については、玄関前駐車場か第2駐車場か区分できるように明記すること。

(2) 駐車券、サービス券、定期券、領収書は、甲の負担で作成する。

- (3) 領収書は、「平戸市役所 総務課」名で発行する。
- (4) 駐車場機器とは、①駐車券発行機、②全自動料金精算機（高額紙幣及びクレジットカード精算が可能な機種）、③カーゲート、④出庫注意灯、⑤割引認証機、⑥その他料金徴収システムを稼働する一式の機器をいう。なお、全自動料金精算機は遠隔管理にてゲートバー開放、紛失料金の表示が可能なものとする。
- (5) 乙は、新設機器の基礎及び電気配管配線工事を行い、すべての機器を令和8年8月1日までに設置する。なお、本仕様書に明示されない部分でも、システム機能作動に当然必要と認められる事項は、乙の負担とする。
- (6) 駐車場機器の遠隔操作は、オートフォン（直通電話）とカメラ画像により安全確認したうえで、利用者対応を行う（24時間365日体制）。
- また、利用者の個人情報を取り扱う可能性があることから、コールセンターは、自社又はグループ会社内若しくはプライバシーマーク等を取得している業者への委託とする。
- なお、遠隔操作で対応できない場合は、現地出動により処理する。
- (7) 割引認証機は、平戸役所内に4台設置する。なお、4種類以上の割引設定ができるものとする。なお、費用については、業務委託料に含めること。
- (8) 看板は、料金表、案内表示、割引案内等を設置する。
- (9) 乙は、駐車場機器の定期点検は年間4回以上とする。
- (10) 駐車料金徴収機器等は動産保険を付保する（保険料は業務委託料に含める。）。
- (11) 乙は売上金について盗難、紛失等の損害を填補するため、損害賠償保険に加入しなければならない。また、精算機には防犯プロテクターを設置するものとする。
- (12) 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって本業務を実施するとともに、甲の業務の円滑な運営に協力するものとする。
- (13) 甲及び乙は、本契約に関して知り得た相手方の業務上の機密を第三者に開示又は漏洩してはならない。
- (14) 本仕様書を乙が遵守していないと認められるときは、警告のうえ契約を解除することがある。
- (15) 前項の契約解除の場合、甲はこれによる損害について一切賠償の責めを負わない。また、駐車場機器の撤去は、甲が指示した期間内に終了すること。
- (16) 次に掲げる場合、契約は解消される。
- ①天変地異、甲及び乙の責に帰することができない事由により、駐車場運営が継続し難い事態に陥った場合
- (17) 駐車場は、甲の判断により閉鎖することがある。閉鎖する場合、甲は閉鎖する1か月前までに乙に書面にて通知し、対応について協議する。
- (18) 本業務におけるリスク分担に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		甲	乙
法令等の変更	駐車場の管理運営に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	上記以外の法令等の変更		○
税制等の変更			○
物価・金利の変動			○

需要の変動		○	
事故発生(情報漏洩等を含む)	乙の責めに帰すべき事由による場合		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵による場合 (平戸市が設置した施設・設備は除く。)		○
	上記以外の場合	協議による	
施設・設備の損傷	乙の責めに帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設計・構造上の原因による場合 (平戸市が設置した施設・設備は除く。)		○
	上記以外の場合	協議による	
運営費上昇	業務内容変更による運営費上昇	○	
	上記以外の場合		○
第三者(利用者)への賠償	乙の責に帰すべき事由によるもの		○
	施設・設備の設置に関する瑕疵による損害 (平戸市が設置した施設・設備は除く。)		○
	上記以外の場合	協議による	
事業の変更・休止・中止	乙の責に帰すべき事由によるもの		○
	上記以外の場合	協議による	
不可抗力(暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、類焼、騒乱、暴動その他の甲又は乙のいずれの責めにも帰することのできない自然的又は人為的な現象)に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能		協議による	
業務の引継ぎに関する費用 (引継ぎを受ける場合及び次期請負人に引き継ぐ場合)			○

- (19) 本仕様書に記載されていない事項についても、軽微な作業で、業務上当然必要とされるものについては、業務委託料の範囲内で乙が実施する。
- (20) 駐車場運営に際し、駐車場の利用が促進されるよう、甲乙協力して努力するものとする。
- (21) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙協議のうえ誠意をもって解決にあたるものとする。
- (22) 本契約が満了したときは、甲が指示した期間内に駐車場機器を撤去すること。

別表

負担区分表

負担項目		平戸市 (甲)	受託業者 (乙)
建築・電気・設備	駐車場建設費（電源、照明設備を含む。）	既存	
	車路管制システム（満空表示灯・出庫注意灯）		○
	ライン工事	既存	
	車止め	既存	
	バリカ	既存	
	ゲート基礎・アームロック基礎工事（アイランド含む。）		○
	看板・ITV 基礎工事		○
	黄色回転等（壁掛けタイプ）、回転灯、ブザー		○
	設置機器及び看板までの配線、配管工事		○
	ゲート周り配線・配管工事		○
	MDF から監視盤・精算機までの電話回線工事（ADSL 等）		○
	ループコイル		○
料金徴収用管制器	駐車券発行機		○
	全自動料金精算機		○
	カーゲート		○
	アームロック		○
	電源ボックス		○
	オートフォン		○
	遠隔用 ITV カメラ		○
	プロテクター		○
	遠隔対応伝播器関連機器		○
	クレジットカード対応機器		○
	テント屋根		○
	認証機（4 台）※費用は業務委託料に含めること。		○
乙負担機器設置及び調整		○	
サイン看板	駐車場内誘導看板関連・行政指導による案内看板	既存	追加
	内照式 P 看板（満空表示）		○
	受託業者の看板（シンボル等）		○
	料金看板		○
	入出庫案内看板		○
	約款看板		○
	案内看板		○
修繕	甲が設置した施設・設備に係る補修・修繕	○	
	乙が設置した施設・設備に係る補修・修繕		○

	法改正に伴う追加・変更工事及び修繕	○	
清掃	植栽管理費用、草刈等	○	
	駐車場清掃（ごみ、落ち葉等）	○	
	排水設備清掃	○	
消耗品	駐車券、サービス券、定期券、領収書用紙	○	
	看板管球（乙設置分）		○
	場内照明管球（甲設置分）	○	
運営費	光熱費（甲が設置した機器は除く。）		○
	駐車場機器（乙設置分）の消耗品交換		○
	営業時間内の緊急・一次対応		○
	24時間緊急対応		○
	精算機の集金、メンテナンス		○
	クレーム処理		○
	長期駐車車両対応		代行
	つり銭準備		協議
その他	施設賠償保険（乙設置分）※費用は業務委託料に含めること。		○
	動産総合保険（乙設置分）※費用は業務委託料に含めること。		○
	駐車場法に基づく届出	○	書類作成
	屋外広告物条例（駐車場に関するサイン等）に基づく届出	○	書類作成

※乙の負担区分とさるもので、既存業者との調整を要するものがあることに留意すること。

以上